

令和 7 年度
大垣西インターチェンジ周辺
道の駅等整備基本方針策定支援業務委託

仕様書

大 垣 市

都市計画課

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、大垣市（以下「発注者」という。）が実施する「大垣西インターチェンジ周辺道の駅等整備基本方針策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）について適用する。本特記仕様書に定めのない事項については、すべて岐阜県発行の委託業務関係共通仕様書によるものとする。

(目 的)

第2条 大垣西インターチェンジ周辺地区（以下「本地区」という。）は、東海環状自動車道をはじめ、国道21号、主要地方道大垣環状線が結節するとともに、東海道本線が通り、JR荒尾駅が近傍に位置する交通の要衝である。

今後は、東海環状自動車道の全線開通が予定され、また、現在進められている国道21号岐大バイパス工事の進捗により、大垣西インターチェンジと岐阜各務原インターチェンジ間の交通量は、ますます増加することが見込まれている。

本業務は、これらの状況を鑑みて過年度に策定した「大垣西インターチェンジ周辺土地利用構想」を踏まえ、本地区のポテンシャルを生かした道の駅の整備を推進するほか、民間活力を導入した商業や工業をはじめとする土地利用促進を図るための基本方針を作成する。

特に、市街化調整区域であるなど様々な課題がある中で、東海環状自動車道の全線開通の契機を捉え、早急に土地利用転換を図ることに注力して検討するものである。

(業務対象地区)

第3条 大垣市荒尾町地内 ほか（別紙 業務検討範囲図参照）

(技術者資格)

第4条 本業務の実施にあたり、次の要件を満たす技術者を配置すること。

(1) 管理技術者

過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）において、地方公共団体発注の同種業務※1のいずれかについて、業務完了又は業務遂行中の実績を有すること。

(2) 照査技術者

過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）において、地方公共団体発注の同種業務のいずれか又は類似業務※2のいずれかについて、業務完了又は業務遂行中の実績を有すること。

なお、照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

※1 同種業務

ア：道の駅の基本構想及び基本計画策定に関する業務

イ：土地区画整理事業等に関するまちづくり調査業務

※2 類似業務

ア：道の駅に類似又は関連する施設の基本構想及び基本計画策定に関する業務

イ：土地利用構想検討業務

(提出書類)

第5条 受注者は、業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を発注者に提出するものとする。

【業務着手時】

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者・照査技術者及び主たる担当技術者届
- (5) その他発注者の指示する書類

【業務完了時】

- (1) 完了届
- (2) 請求書
- (3) 業務委託成果品一覧表
- (4) 業務完了写真
- (5) その他発注者の指示する書類

2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、発注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3 受注者は、契約時又は変更時において、業務実績情報データベース（テクリス）に基づき、受注、変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き14日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き14日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録した後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(業務計画書)

第6条 受注者は、契約締結後に発注者と十分な打合せを行い、次の各号に挙げる事項を明確にした業務計画書を発注者に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 連絡体制（緊急時含む）
- (6) 打合せ計画
- (7) 成果品の品質を確保するための計画（照査計画）
- (8) 成果品の内容
- (9) 使用する主な図書及び基準
- (10) その他発注者の指示する事項

(工程管理)

第7条 受注者は、作業工程に変更が生じる場合は、速やかに業務実施変更計画書を提出し、発注者と協議し承認を得るものとする。

(資料の貸与及び保管)

第8条 発注者は、過年度業務における成果品や本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとする。ただし、貸与により難しいものについては、発注者の指定する場所における複写又は閲覧等の方法により対応するものとする。

- 2 受注者は、必要な資料を借用する場合は、種類、数量及び借用期間等を明確にした上で、必ず借用書を提出するとともに、資料等の汚損、滅失及び盗難等の事故がないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

(打合せ及び報告)

第9条 受注者は、本業務の実施前及び実施中における主要な業務打合せに当たっては管理技術者及び担当技術者を出席させるものとする。また、各工程を行うに当たり、必要な場合は、発注者の求めに応じ、発注者及び関係課等と緊密に協議を行うものとし、課題を随時取りまとめ、発注者の承認を得て本業務に反映させるものとする。

- 2 前項の協議内容について、受注者は、打合せ記録簿をその都度作成し、発注者と受注者で確認の上、それぞれ1部ずつ保有するものとする。
- 3 本業務の実施に当たり、受注者は、作業月報を作成し、進捗状況を随時発注者に報告するものとする。

(成果品の帰属)

第10条 本業務の成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者に承認を受けずに他者に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

(損害の賠償)

第11条 本業務の遂行中に、受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。この場合の損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

(守秘義務)

第12条 受注者は、業務の遂行上知り得た目的及び内容等全般について、他に漏らしてはならない。また、本業務完了後には貸与資料の返却、データの消去を行うこと。
なお、本項目については、契約期間終了後又は契約解除後も効力を有する。

第2章 業務内容

(計画準備)

第13条 業務内容を把握し、実施方針・実施体制・業務工程などを記載した業務計画書を作成する。

(各種調査)

第14条 発注者と協議のうえ、次の事項について調査を行う。

(1) 地権者意向調査

① 地権者リストの作成

業務検討範囲図の大垣西インターチェンジ以西のエリアについて、法務局備え付けの登記簿に基づき地権者の把握を行い、GISデータに地権者情報を付与する。 ※面積は約85ha、筆数は、約2500筆、地権者数は、約800名程度を想定。

② 地権者等説明会の開催支援

大垣西インターチェンジ周辺の連合自治会3地区（静里、荒崎、宇留生）の地権者及び住民に対して、各地区につき1回（計3回）、説明会を実施する。

③ 地権者意向調査

地権者に対し、土地の所有及び活用等の意向に係るアンケート調査を実施する。

(2) 企業調査

土地区画整理事業の実施検討にあたり、業務代行事業者の候補となりうるゼネコン、ディベロッパー等に対し対面にてヒアリングを行う（10社程度）。

(想定整備手法を踏まえた全体ゾーニング図案の作成)

第15条 前条の調査結果等をもとに、次の事項について検討する。

(1) まちづくり整備事業スキーム素案の構築

土地区画整理事業の手法を主軸としつつ、他の手法も検討しながら、民間活力を生かした商業、工業等の土地利用を想定した、まちづくり整備事業のスキーム素案を構築する。なお、当該事業の中に、道の駅の整備を含めて検討する。

(2) 全体ゾーニング図案の作成

過年度に検討したゾーニング図案、前条の調査結果、前項の検討結果及び道の駅等整備基本方針における検討結果等を踏まえて、道の駅と民間開発を想定する施設の位置を示した、大垣西インターチェンジ周辺の全体ゾーニング図案を作成する。

(道の駅等整備基本方針の作成)

第16条 「道の駅第3ステージ」の次のステップを展望し、新技術を取り入れ、先進的な機能を備えながら常に進化することを追求するほか、早期供用を実現するため段階的な敷地拡張を計画するなど、「施設の成長性」に重点を置いた道の駅の整備方針を作成するため、次の事項について検討する。

(1) 導入機能の設定

① 先進的かつ独自の導入機能検討

大垣市の歴史、文化、自然環境等の地域資源を個別具体的に整理し、大垣市道の駅整備検討委員会の検討結果などを踏まえ、最新技術と地域資源の組み合わせに留意した導入機能を検討する。

② ヒアリング調査

前項で整理した導入機能について、実現性及び有効性を高めるため、各分野に精通する各種団体や各種企業を選定したうえ、15件程度ヒアリングを実施する。

③ 導入機能の整理

道の駅想定利用者の属性を分類したうえ、既往調査及び前項調査結果を分析し、各属性に対して必要かつ有効と考えられる導入機能を明らかにし、導入機能方針を設定したうえで、詳細な導入機能を整理する。

④ 国有地を活用した道の駅における導入施設案作成

早期供用を実現するため国有地の活用を計画するほか、移設が容易なコンテナ、トレーラーハウスによる施設整備を検討するものとし、発注者と協議のもと、実現可能な施設導入方針案を設定したうえで、詳細な導入施設を整理する。

(2) 施設規模の検討

交通量をはじめ、道の駅先進事例、前条で整理した導入機能をもとに、必要な施設規模、形態について検討する。

(3) 配置計画（位置及び動線）の検討

① 道の駅の位置について、既往調査の結果等を踏まえ2案までに絞り込む。

② 国道21号からのアクセス、道の駅の機能・規模のほか、「段階的整備」に配慮し、動線を踏まえた配置計画を検討する。

③ 複数の配置計画の作成及び比較検討を行う。

④ 配置計画を踏まえ、駐車場、誘導路、建物、トイレほか、情報発信施設、周辺道路整備計画図を作成する。

⑤ イメージパース（A3サイズ、1枚）を作成する。

(4) 道の駅全体コンセプトの作成

道の駅段階的整備における考え方、段階に応じた役割を明らかにしたうえで、道の駅整備に係る基本目標及びキャッチフレーズや整備コンセプトなどの基本理念を整理する。

(5) 概算事業費算出及び事業全体スケジュールの作成

道の駅施設概略計画図を踏まえ、概算事業費を算出する。また、本事業全体の整備スケジュール（工程表）を作成する。

(6) 大垣西インターチェンジ周辺道の駅等整備基本方針の作成

発注者と協議のうえ、これまでに検討した結果を踏まえて、道の駅の位置・規模・機能をはじめ、本地区全体の土地利用ゾーニングを示した、道の駅等整備基本方針を作成する。

(国有地を活用した道の駅の基本設計)

第17条 業務検討範囲図における主に検討対象とする国有地のうち、整備が可能な区域において、道の駅の基本設計を次のとおり行う。

(1) 与条件の細部検討

基本設計に必要な条件整理を行うとともに、法規制、敷地境界、供給処理施設の整備状況、周辺に対する配慮事項等の各種設計条件の整理と確認を行う。また、現地調査にて地形、敷地境界、既存物、周辺の状況を確認する。

(2) 諸施設の検討及び設定

与条件の細部検討の結果を踏まえて、施設の配置及び規模、意匠、敷地造成、供給処理施設について基本方針を検討し設定する。なお検討対象は、道路、取付道路交差点検討、排水施設、水路横断ボックス2か所、駐車場、施設設計とする。

(3) 基本設計図の作成

諸施設の検討結果を踏まえて、現地測量図を基に次の図面を作成するもの。なお、近隣の地質調査資料等については必要に応じて貸与等を行う。

- ① 基本設計平面図
- ② 造成計画平面図及び造成標準断面図
- ③ 施設計画平面図
- ④ 供給処理設備計画平面図
- ⑤ 主要断面図
- ⑥ 主要施設の構造イメージ図

(4) 概算事業費の算出

基本設計図をもとに、工種別の概算工事費を算出する。

(5) 関係機関協議

基本設計を進めるうえで、必要となる関係機関協議に必要となる資料作成を行う。

(大垣市道の駅整備検討委員会等の開催支援)

第18条 「大垣市道の駅整備検討委員会」について必要な資料及び議事録の作成を行う。

なお、会議は、6回程度を予定する。

(業務報告書作成)

第19条 前条までの業務をまとめた報告書を作成する。

(打合せ協議)

第20条 打合せ回数は、業務着手時、中間時（2回）及び成果品納品時の計4回を予定し、その他必要に応じ実施するものとし、管理技術者は、打合せに必ず出席するものとする。なお、中間時については、Web会議サービスによるオンライン会議を可とする。

第3章 成果品

(成果品)

第21条 本業務の成果品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
 - (2) 大垣西インターチェンジ周辺道の駅等整備基本方針 2部
 - (3) 上記の電子データ (CD-R) 2枚
- 2 記載内容や様式等については、発注者と受注者が協議し決定するものとする。
- 3 表紙と目次を付け、ファイルに編綴すること。なお、ファイルの背表紙には、本業務の件名及び作業年月を印字したシールを貼付し、その他提出書類についても、当ファイルに編綴すること。
- 4 紙及びCD-ROM (DVD 可) の両方を納品すること。なお、CD-ROM については、ファイルに編綴すること。
- 5 完成図書を作成するアプリケーションは、発注者が利用できるものに限る。

(成果品の検査)

第22条 受注者は、作業指示に基づき指定日までに、成果品を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。また、検査の結果、内容の誤り又はその他指示要件を欠くと認めた場合は、受注者に対し期日を指定してその補正をさせるものとする。

(納入場所・期日)

第23条 本成果品の納入場所は 大垣市都市計画部都市計画課とし、納入期日は、いずれも令和8年2月27日とする。

(契約不適合責任)

第24条 引き渡された成果品の品質に関して、契約の内容に適合しないものが発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の責任において行うものとする。

(成果品の帰属)

第25条 本業務における成果品及び中間成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく複製、使用及び第三者に貸与してはならない。

第4章 その他

(業務の実施)

第26条 本業務の実施にあたっては、次の事項について従うこと。

- (1) 受注者は、本業務を、発注者の提示する作業指示に基づき、迅速かつ正確に実施するもの。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、作業指示又はその他発注者からの通知事項に疑義を生じた場合は、直ちに発注者に通知し、発注者は直ちにその処理を決定する。
- (3) 受注者は、本業務に関する作業指示及びその他発注者から入手する一切の資料（以下「指示書等」という。）については、特に厳重に取り扱うものとする。また、その保管管理については、発注者に対して一切の責を負うものとし、指示書等を発注者の指定した目的外に使用してはならない。
- (4) 受注者は、本業務の履行に伴い、緊急に発注者の指示を受けるべき事態が発生した時は、直ちに発注者に連絡してその指示を受けることとし、発注者の指示を事前に受けることができず応急措置をとった場合は、事後直ちに発注者に報告する。

(情報セキュリティ)

第27条 本業務実施にあたっては、次の情報セキュリティ要件に従うこと。

- (1) 受注者（受注者から再委託を受ける事業者も含む。以下同じ。）は、本業務に従事する技術者に対し、大垣市個人情報保護条例及び大垣市セキュリティポリシー等の諸規定を遵守させなければならない。
- (2) 受注者は、契約履行のため事前に技術者に対し十分な情報セキュリティ教育を行わなければならない。
- (3) 受注者は、本業務で取り扱う個人情報や機密情報、発注者から入手する資料及び作成する資料（以下「情報資産」という。）等について、厳重に管理しなければならない。また、情報資産の受け渡し、運搬について、発注者の指示に従うものとする。特に個人情報を取り扱う場合には、別に定める「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 受注者は、情報資産の保管管理については、発注者に対して一切の責を負うものとし、情報資産を発注者の指定した目的以外に使用すること及び第三者へ提供することを禁止する。
- (5) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (6) 受注者は、発注者の承認を得て、委託業務の一部を第三者に委託する場合、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させると共に、再委託先のすべての行為について、発注者に対して責任を負わなければならない。
- (7) 受注者は、業務完了後、発注者から入手した情報資産を返還又は発注者の指示する方法で完全に消去・廃棄し、その旨の証明を書面にて発注者に通知しなければならない。
- (8) 受注者が前各項の規定に違反した場合、発注者は契約を解除することができる。なお、受注者が受けた損害について、発注者は負担しない。
- (9) 受注者は、前各項の規定に違反したことにより、発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(疑義の協議)

第28条 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、発注者、受注者の協議により対処するものとする。